

66	産業労働局	中小企業制度融資
事業概要	<p>中小企業制度融資は、都内の中小企業者が事業の活性化や経営の安定等に必要 な資金を円滑に調達できるよう、都、東京信用保証協会及び金融機関の三者が協 調して行う融資である。都が、融資メニューや融資条件などを定めるとともに、 融資の呼び水として都の資金を金融機関へ預託し、東京信用保証協会が中小企業 の信用保証を行い、金融機関が融資を実行する。</p> <p>現在の保証限度額は、無担保保証の8,000万円を含め、原則として2億8,000 万円までとなっている。</p>	
これまでの経過	<ul style="list-style-type: none"> ・最近3年間の制度融資メニューの充実等 (20年度) <ul style="list-style-type: none"> ・創業融資(「創業」)及び「チャレンジ」 融資対象の拡充 ・事業承継に関する業歴要件の緩和 ・「リバイバル支援」 メニューの新設 ・自律・組合融資(組織向)の「組」 官公需適格特例の追加 ・下半期以降の経済情勢の悪化に対応した金融支援策の実施 <ul style="list-style-type: none"> 「経営」融資目標額の拡大及び小規模企業者に対する保証料1/2補助 緊急保証制度に対応した「経営緊急」の創設 「経営」融資目標額の拡大 「小口」保証料1/2補助 「クイックつなぎ」融資限度額の拡大 (21年度) <ul style="list-style-type: none"> ・固定金利の0.4%引下げ ・「チャレンジ」 融資対象事業の拡充 ・「リバイバル支援」 融資期間の延長・据置期間の設置 ・「経営」(小規模事業者のみ)「小口」 保証料1/2補助(前年度より継続) ・「経営緊急」 据置期間の拡大 ・「経営」 融資目標額の拡大 ・「クイックつなぎ」 融資限度額の拡大 ・「経営緊急」 景気対応緊急保証制度に対応し継続 (22年度) <ul style="list-style-type: none"> ・「経営」(小規模企業者のみ)「小口」 保証料1/2補助(前年度より継続) ・「経営緊急」 景気対応緊急保証制度に対応し継続 ・「クイックつなぎ」 融資限度額の拡大(12月6日) ・「災害復旧資金融資」 東日本大震災の直接被害に対応するため創設 	
現在の進行状況	<p>平成23年度については、中小企業者に対する円滑な資金供給の維持拡大を図る ため、次のとおり制度改正等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「経営」(小規模企業者のみ)「小口」 保証料1/2補助(前年度より継続) ・「災害緊急」 国の東日本大震災復興緊急保証に合わせ創設。 ・「災害復旧資金融資(東日本大震災)」災害関係保証に対応し、下半期も継続。 都が行う0.5%の利子補給についても合わせて継続。 ・「円高セーフ」「円高一般」 円高に対応するため新メニューを創設し、企業 規模に関わらず、保証料の1/2を補助 	
見通しの	<p>中小企業者にとって、よりわかりやすく利用しやすい制度融資となるよう、引き 続き制度改善を図っていく。また、国の方向性を踏まえ、適切な対応を図る。</p>	
問い合わせ先	産業労働局 金融部 金融課	電話 03-5320-4876